～　入学料の減免申請について　～

（はじめに必ずお読みください）

入学料の減免制度は、入学料の納入が困難な世帯を対象とし、徴収を申請により免除する制度です。（**年額５，６５０円の納入が免除されます**）

対象となる世帯については、下記を参照してください。

－　入学料減免制度　対象確認シート　－

生活保護法による生活扶助を受けている世帯のうち、**高等学校就学費（生業扶助）の給付を受けていない。**

YES → **減免対象パターン①**

NO

児童養護施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、児童心理治療施設、障害児入所施設、自立援助ホームに入所している。
里親に委託されている。

YES → **減免対象パターン②**

NO

児童扶養手当法の規定により、**保護者が受給している児童扶養手当の額が基準額以上である。**（別紙参照）

YES → **減免対象パターン③**

NO

当該年度に保護者全員の**市町村民税所得割が非課税**である。
（市町村民税均等割の課税・非課税を問いません）

YES → **減免対象パターン④**

NO

その他、入学日までに収入に影響を及ぼす事情が発生したため、納入が困難である。（**裏面の「パターン⑤」を参照**）

YES → **減免対象パターン⑤**

ー　入学料減免の提出書類について　ー

パターン⑴（生活保護）　**受付期間：　４月８日　～　４月２４日**

- □　授業料等減免申請書
- □　家庭状況等申出書
- □　生活保護受給証明書（写）…　福祉事務所長または市町村長が発行したもの
- □　高等学校就学費の給付を受けていない旨の誓約書
- □　還付申出書

パターン②（施設・里親）　**受付期間：　４月８日　～　４月２４日**

- □　授業料等減免申請書
- □　家庭状況等申出書
- □　入所証明書または児童委託証明書 …　施設所長または児童相談所長が発行したもの
- □　還付申出書

パターン③（児童扶養手当）　**受付期間：　４月８日　～　４月２４日**

- □　授業料等減免申請書
- □　家庭状況等申請書
- □　児童扶養手当証書（写）または改定通知（写）…　入学日現在の受給額が確認できるもの
  ※　減免の可否は受給額によって異なります。必ず別紙をご確認ください。
- □　高等学校就学費の給付を受けていない旨の誓約書
- □　還付申出書

パターン④（住民税所得割非課税）　**受付期間：　４月８日　～　６月２５日**

- □　授業料等減免申請書
- □　家庭状況等申出書
- □　高等学校就学費の給付を受けていない旨の誓約書
- □　還付申出書
- □　保護者の令和８年度非課税証明書（※１）または特別徴収税決定通知書（※２）

（※１）６月頃市町村役場で取得できます。

（※２）住民税が給与から天引きされている方は、６月頃事業所を通じて届きます。

※　ひとり親家庭で非課税を理由に申請する場合は、別途、世帯構成を証明する書類の写し（例：住民票）が必要となります。

パターン⑤（その他）　**受付期間：　４月８日　～　４月２４日**

該当される方は、現在の状況等について詳しくお伺いしますので、事務室までお申し出ください。

① 入学日以前１年以内に保護者が天災その他不慮の災害を受けた。
② 入学日以前１年以内に保護者が死亡または長期の傷病（全治３か月以上）にかかった。
③ 令和７年１月１日以後入学日までに失職、退職、転職等就業条件の変化があった。
④ 令和８年１月１日以後入学日までに離別または保護者が替わった。

連絡先：県立庄和高等学校　事務室
ＴＥＬ：０４８－７４６－７１１１

別　紙

―　児童扶養手当受給額の基準について　―

児童扶養手当を受給している世帯は、受給額が下記の**基準額以上**である場合、減免の対象となり、入学料の納入が免除されます。

＜参考＞

（令和７年４月現在）

受給対象児童数	１月あたりの受給額
１人	４４，１１０　円

― 注　意　点 ―

※　入学日現在の受給額が、基準額以上であることを必ず確認してください。

※　４月以降の受給額が変更となる場合には、必ず改定通知（写）を提出してください。

※　受給額が基準額に満たない場合や受給者対象人数が２人以上の場合でも、当該年度の市町村民税所得割が非課税の場合、入学料減免の対象となります。

その場合は、**パターン④（住民税所得割非課税）** の書類を提出してください。

※　受給額が基準額に満たない場合であっても、諸会費のみの減免申請が可能です。減免を希望される場合は、「諸会費の減免申請について」を参照し、必要書類を提出してください。